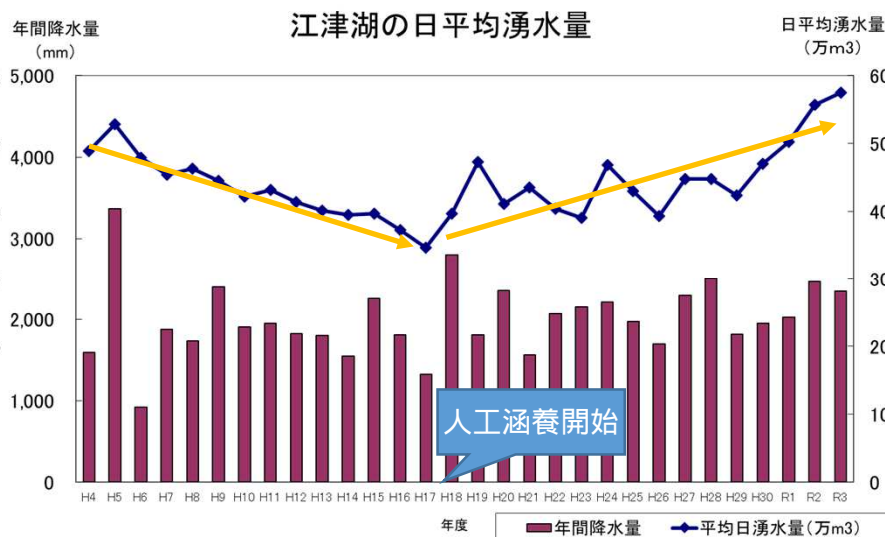
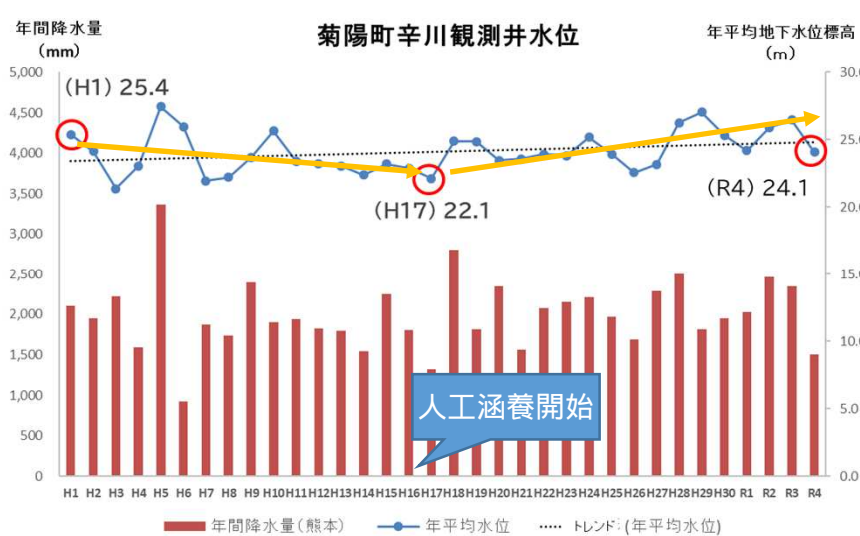


地下水の涵養の促進に関する指針 (地下水涵養指針) 等の改正について

熊本地域の地下水の現状

地下水位の経緯等

地下水位は長期的に低下傾向にあり、江津湖の湧水量も減少傾向にあったため平成16年度以降白川中流域等で人工的な地下水涵養を開始



現状

人工的な涵養開始後、県の観測井戸の水位の多くは回復傾向にあり、現状の取水量と涵養量のバランスを確保し、地下水を持続的に使う仕組み作りが必要

(参考) 熊本の地下水が豊富な要因

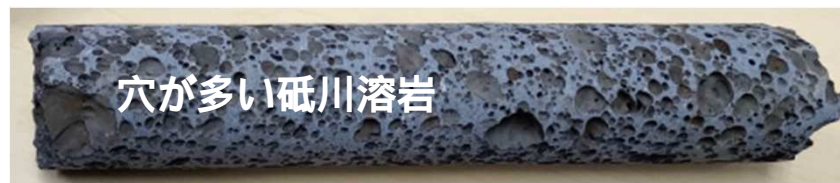
地質的要因：阿蘇山の火砕流堆積物が100m以上も厚く降り積もった熊本の大地の地層は水が浸透しやすく、熊本地域に降った雨や農業用水が、地下に浸透し地下水になりやすい。そして、地下の水を通しにくい地層や岩盤の上に広がる火砕流堆積物や隙間(亀裂や穴)が多い溶岩層等に豊富で良質な水が蓄えられる。

歴史的要因

約400年前、加藤清正公が堰と用水路を築き開墾された白川中流域の水田は通常の下5倍～10倍も水が浸透するため、大量の水が地下に浸透し、ますます地下水が豊富になった。

地下水量

熊本地域の地下水量は、琵琶湖の貯水量をはるかに上回る莫大な量との研究がある。一方、生活用水のほぼ100%を地下水で賄い、産業用水にも活用(合計約1億6千万トン:R3)されており、持続的に使うために、現状のバランスを保つ仕組み作りが必要である。



改正前の地下水涵養指針の課題と対応

改正前の地下水涵養指針では「当面、地下水採取量の1割を目標として地下水涵養に取り組むものとする」とされており、地下水採取量が増大した場合、現状の地下水の収支バランスが確保できない可能性があった。

新たな取水(改正前指針)

地下水は90%採取量超過
～現状の地下水の収支バランスが崩れる可能性～

指針に
基づく涵養
10%

新たな取水(改正内容)

取水量が増える新規掘削井戸は、「見合う量の涵養」義務化
取水量が増えない既存井戸等は「努力義務」

10%

自主的な
更なる
涵養

地下水保全のために課された制限(アセス)見直し

地下水の量的な負荷を与えない事業者に対する
規制を見直し(面積25ha→50ha)

「取水量 + 開発による涵養減」を
超える涵養を促す誘導策の検討

企業等の取組みを顕彰

地下水涵養指針の見直しの検討に係る経過

地下水涵養指針の見直しのため、環境審議会内に「地下水涵養指針等改正検討部会を設置し、改正案について協議、計2回の検討を経て了解を得た。

1 委員

部会長: 嶋田 純 氏 (熊本大学特任教授・名誉教授)
委員: 植田 圭治 氏 (熊本県環境保全協議会副会長)
早田 順一 氏 (熊本県市長会(山鹿市長))
太田 リカ 氏 (空間デザイナー、グラフィックデザイナー)
岡本 智伸 氏 (東海大学農学部教授)
鍵山 恒臣 氏 (阿蘇火山博物館学術顧問)
田中 信廣 氏 (元県地下水保全アドバイザー)
細野 高啓 氏 (熊本大学大学院先端科学研究部教授)
村上 泰浩 氏 (元崇城大学工学部教授)
山田 勝雅 氏 (熊本大学水循環型・減災研究教育センター准教授)

2 経緯

- R5.3.22 熊本県環境審議会において、検討部会の設置について審議、承認。
4.24 第1回地下水涵養指針等改正検討部会開催
5.19 第2回地下水涵養指針等改正検討部会開催、改正案について了解
6.12 環境審議会から県に対して答申

地下水涵養指針の見直し内容

1 地下水涵養指針の目標涵養量の見直し

「当面、地下水採取量の1割を目標」とされている涵養指針の目標涵養量について、現状の地下水の収支バランスを保つことに重点を置いた見直しを行った。

(見直し内容) 1割を目標 「地下水採取量に見合う量(原則10割)を目標」

2 既存許可事業者等との関係

既存の許可井戸の採取量と涵養量のバランスは既に取れていることから、**採取量が増える場合は「採取量に見合う量(原則10割)の涵養を義務」とした。**
一方、採取量が増えない場合は「努力義務」とし、現状以上の取組みを促す。

対象事業者等	既存井戸	新規掘削井戸(更新含む)	
		採取量が増えない場合	採取量が増える場合
地下水許可採取者	努力義務 (現状以上の取組みを促す)		義務(地下水採取量に見合う量(原則10割))